

雇用保険 事業所非該当承認申請書 (安定所用)

1. 事業所非該当承認対象施設

①名 称	旭金属産業 横浜営業所	⑦労働保険料の徴収の取扱い	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則上の事業場とされているか いる ・ いない	
②所 在 地	〒222-0033 横浜市港北区新横浜0-0-0 電話 (045) 650-2001	⑧労働保険番号	府県 所管 管轄 基特番号 枝番号	
③施設の設置年月日	平成00年 3月 1日	⑨社会保険の取扱い	健康保険法及び厚生年金保険の事業所とされているか いる ・ いない	
④事業の種類	鋼材の販売	⑩各種帳簿の備付状況	労働者名簿 ・ 賃金台帳 ・ 出勤簿	
⑤従業員数	3 (うち被保険者数 3 X)	⑪管轄公共職業安定所	横浜 公共職業安定所	
⑥事業所番号		⑫雇用保険事務処理能力の有無	有 ・ 無	
⑬申請理由	給与計算、人事労務関係全て本社で行っているため			

2. 事業所

⑭事業所番号	1308-116126-	⑮従業員数	(うち被保険者数 4 X)
⑯名 称	旭金属産業	⑮適用年月日	平成00年 7月 21日
⑯所 在 地	〒113-0033 文京区本郷0-0-0 電話 03(5432)1098	⑰管轄公共職業安定所	飯田橋 公共職業安定所
⑱事業の種類	鋼材の販売	⑲備 考	

上記1の施設は、一の事業所として認められませんので承認されたく申請します。

平成00年 3月 1日

飯田橋 公共職業安定所長殿

事業主 (又は代理人)

住 所

氏 名

文京区本郷0-0-0

旭金属産業 中山 旭

署名・捺印はF欄にて行う

(注) 社会保険労務士記載欄は、この届書を社会保険労務士が作成した場合のみ記入する。

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者の表示	氏 名	電 話 番 号

※公共職業安定所記載欄

上記申請について協議してよろしいか。			所 長	次 長	課 長	係 長	係
年 月 日							
調査結果	・ 場所的な独立性 有・無	・ 事務処理能力 有・無					
	・ 経営上の独立性 有・無	・ その他					
	・ 施設としての持続性 有・無						
協議先	主官課	安定所	協議年月日	年	月	日	

下記のとおり決定してよろしいか。			所 長	次 長	課 長	係 長	係
年 月 日							
協議結果	適 否						
承 認 ・ 不 承 認							
備 考	決 定 年 月 日		年		月	日	
	事業主通知年月日		年		月	日	
	主管課報告年月日		年		月	日	
	関係公共職業安定所連絡年月日		年		月	日	